

特定非営利活動法人島田市スポーツ協会助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人島田市スポーツ協会（以下「本会」という。）が加盟団体に交付する助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(算出基準)

第2条 助成金は、次の基準により交付する。

(1) 均等割

(2) 登録者割

2 均等割は、各加盟団体の基本的な財源を確保するため、各加盟団体に対して一律30,000円の助成金を交付する。

3 登録者割は、各加盟団体の登録者数に100円を乗じて得た額を助成金として交付する。

(助成金の最低金額)

第3条 前条により算出された助成金の合計額が60,000円に満たない場合は、60,000円を助成金として交付する。

(スポーツ少年団本部への助成金)

第4条 スポーツ少年団本部への助成金は、前2条の規定にかかわらず、毎年度本会の予算で定める額とする。

(年度途中の加盟又は脱退の助成金)

第5条 年度の途中から本会へ加盟した団体又は脱退した団体に対する助成金は、いずれも本会加盟期間が6か月以上ある場合に交付する。

(助成金の交付時期)

第6条 助成金は、各加盟団体が会費を本会へ納付後、2週間以内に交付するものとする。

(助成金の使途制限)

第7条 助成金は、各加盟団体の事業遂行のみに使用し、それ以外の目的に使用してはならない。

(助成金の返還)

第8条 会長は、助成金の交付を受けた加盟団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(1) 前条の使用目的に違反した場合

(2) 登録者数の報告を偽って報告した場合

(3) 本会加盟期間が6か月を下回った場合

(会計監査)

第9条 会長は、加盟団体に交付した助成金の使途について必要と認めるときは、関係帳簿等その他必要と認める書類の提示を求め、加盟団体の会計を監査することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。